

船舶事故調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年5月14日11時30分～11時55分ごろに甲板員Aが落水したものと考えられる。）
発生場所	不明（千葉県九十九里町片貝漁港北東方1,000m付近（概位 北緯35°32.8′ 東経140°28.2′）で甲板員Aが発見された。）
事故調査の経過	平成21年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第一 ^{しょうふく} 福丸、19トン CB2-65183（漁船登録番号）、有限会社正福丸 25.00m×5.35m×1.90m、FRP ディーゼル機関、736kW（漁船法馬力数）、平成15年5月31日 船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成17年9月26日 （平成22年12月17日まで有効） 甲板員A 男性 24歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、まき網船団の網船で、平成21年5月14日04時00分ごろ、船長及び甲板員Aほか14人が乗り組み、まき網漁の目的で、僚船5隻とともに千葉県飯岡漁港を出港し、同漁港南西方の片貝漁港南方10km付近の漁場に向かった。 本船は、06時00分ごろ漁場に到着し、操業を2回行ったのち、10時30分ごろ漁場を発進し、帰途についた。 漁場発進後、本船は、船長が操船と見張りにあたり、操舵手に手動操舵をとらせ、約10.5ノットの対地速力で北東進中、操舵室後方の網置き場の網の上で、甲板員Bを含む4人の乗組員（以下「作業員」という。）が2人1組となって互いに向き合って座り、前部と後部に分かれて網の補修作業を始めた。 甲板員Aは、その間、網の中央部に座って補修作業を見学したり、作業員の求めに応じて、操舵室甲板の左舷側に設けられた工具箱から補修用の網の切れ端を持ってきたりしていた。 11時30分ごろ補修作業が終わりに近づいたとき、作業員の1人が甲

	<p>板員Aに余った網の切れ端を道具箱に戻すよう告げ、作業員全員が下を向いて残りの補修作業を終えたのち、操舵室甲板や食堂に行き、休息した。</p> <p>船長は、11時55分ごろ飯岡漁港に近づいたので、入港準備の合図を鳴らして乗組員を食堂に集合させたところ、甲板員Aが見当たらないとの報告を受け、船内を探したが見付からないので、僚船、所属漁業協同組合及び海上保安庁に連絡して捜索を要請するとともに、直ちに反転して捜索に当たった。</p> <p>5月27日05時45分ごろ、片貝漁港北東方の海岸で甲板員Aが発見されて警察署に収容され、死因は溺死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、気温 約21℃、 水温 約19℃</p> <p>海象：波高 約1.5m、波向 北東、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>本船は、後部甲板を網置き場として使用し、本事故当時、両舷ブルワークの上縁まで網が積まれ、同甲板上からブルワーク上縁までの高さが約1.5mであった。その前方に操舵室甲板（後部甲板からの高さ約1.7m）があり、同甲板左舷側に道具箱が設けられていた。</p> <p>作業員は、これまで補修作業中に道具箱のところに行く際、網の上を歩いて網置き場の前部に行き、そこからいったん後部甲板に降り、左舷側に設けられた階段を昇っていた。</p> <p>ブルワークの外側は、「かえし」と呼ばれる幅約34cmのガンネル部分があった。乗組員がかえしを歩くことはほとんどなく、出入港の作業中や網を張って船体が止まっているときに網を外したりする際に、たまに歩くことがあった。</p> <p>甲板員Aは、本船に乗船して約1年の最も新しい乗組員であった。</p> <p>甲板員Aの補修作業時の服装は、上衣は青色のTシャツ、下衣は黒色の合羽を着ていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>平成21年5月14日11時20分千葉県北東部に強風・波浪注意報が発表されたが、本事故当時、本船は船尾方向から風を受けていたため、船体の動揺はなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、飯岡漁港南西方沖を航行中、甲板員Aが救命胴衣を着用せずに落水したため、溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aが落水した状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が飯岡漁港南西方沖を航行中、甲板員Aが救命胴衣を着用せずに落水したため、発生した可能性があると考えられる。</p>	